

城東台わらべ太鼓会則

<総則>

(目的)

第1条 本会は太鼓の活動を通して、児童の健全育成と故郷意識を培い、潤いのある町内の形成に資することを目的とする。

(活動)

第2条 本会は以下の活動を中心に行う。

- (1) 太鼓の練習活動に関する事。
- (2) 地域、福祉団体などの行事、催事における演奏発表。
- (3) 備品の管理上に関する事。
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動。

(名称)

第3条 城東台わらべ太鼓と称する。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、代表世話人の住所に置く。

<会員>

(会員)

第5条 城東台小学校に在籍する児童とする。

(会費)

第6条 本会の会費は以下の内容によって賄う。

- (1) 連合町内会より
- (2) 寄付より
- (3) その他

<世話人>

(種別)

第7条 本会に世話人と太鼓指導者を置く。

- (1) 代表世話人 1名、世話人 数名

- (2) 太鼓指導者 1名
- (3) 会計は代表世話人が兼務とする。

(選出)

第8条 世話人は連合町内会の会員の中より選出する。

(役割)

第9条

- (1) 代表世話人は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 世話人は代表世話人を補佐し、事故等で代表世話人が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 太鼓指導者は太鼓の指導にあたる。
- (4) 世話人は会計の監査にあたる。

(任期)

第10条

- (1) 世話人の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (2) 世話人が欠けた場合は、補充の有無の協議を行う。

<年度>

(年度)

第11条 当該年度4月1日を始まりとし、翌年3月31日を末とする。